

(1) 検討対象となる課税要件

項 目	内 容
課税目的	制度の導入目的に同じ
対象施設・課税客体	課税対象となる施設・課税対象となる行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的数値
納税義務者	税を納める義務を課せられる者 ①
特別徴収義務者	納税義務者が納める税を徴収し納入する者
徴収方法	特別徴収若しくは普通徴収の2択
税率・税額	税金の額・・・定率制・一律定額制・段階的定額制から選択し設定 ②
免税点	一定の要件に満たない場合に税を課することができないとする金額
課税免除	不均一課税（公益上その他の事由があるときに課税しない要件を設定できる）の検討 ③
申告納入期限	納付すべき税情報の申告と税の納入期限の設定 ④
制度の見直し	総務省自治税務局長通知（H15.11.11発出）を踏まえ、制度の見直し期間を設ける必要がある ⑤
特別徴収義務者交付金	宿泊税の申告納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金 ⑥
システム整備補助金	宿泊税導入に伴うシステム改修費用等を支援するための補助金